

【流山市立おおたかの森中学校】部活動に係る活動方針

令和 4 年 4 月改訂

1 部活動の目的

- ①学年や学級の所属を離れ、共通の興味関心をもつ生徒をもって構成し、自己の特性を伸ばす。
- ②体力の向上・健康の増進および豊かな情操を培うとともに、心身共に健全な中学生の育成を目指す。

2 指導方針

- ①部活動は学校教育活動の一環であり、本校の教育理念に基づいて実施する。
- ②生徒の個性の伸長と可能性の発見に努め、生徒自身で共通の興味関心を追求できるようにするための指導法や援助法を工夫していく。
- ③より良い集団作り(挨拶、中学生らしい身なり)を目指し、その集団の中での仲間関係の育成と、仲間と共に一人一人が粘り強くやり抜く意志をもてるようにするための指導を心がける。
- ④指導に当たっては健康安全面に十分留意し、事故の防止を図る。
- ⑤挨拶や服装、マナーの指導に努める。

3 部活動の種類

| 運動部 | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 陸上部 | サッカー部 | 女子バレーボール部 |
| 男子バスケットボール部 | 女子バスケットボール部 | バドミントン部 |
| ソフトテニス部 | 野球部 | 特設駅伝部 |
| 卓球部 | | |

| 文化部 | | |
|------|-------|-----|
| 吹奏楽部 | 総合文化部 | 美術部 |

4 休養及び活動時間等

練習については、大会や練習試合もあわせ、学校長の承認のもと、計画的に行う。

- ①練習時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。
- ②1週間のうち、平日に1日は休養日を設ける。
原則として水曜日の朝および放課後の活動を休養日とする。
(体育館部活は水曜日の朝のみ活動がある場合もある。)
- ③大会・コンクール前や大会・コンクール当日を除き、原則土曜日、日曜日のいずれかに1日休養日を設ける。
- ④大会・コンクール参加に向けて休日に連続して活動が必要となる場合には、最大で2週間前からとする。
- ⑤土・日曜日、祝日等の休日に連続して部活動を実施した場合、平日にその代わりとなる休養日を設ける。
- ⑥土日、祝日を含む3連休の場合、1日は必ず休養日を設ける。(祝日を休養日とすることが望ましい)
- ⑦長期休業中の練習については、原則3時間程度とする。

5 その他

- ①部活動保護者会を行い、指導方針や各部ごとの方針の説明を行う。
- ②部長会は、月の第3月曜日の昼休みに行う。なお第3月曜日が休日の場合は、翌日に行う。
- ③月予定表は、各顧問から月末まで生徒を通して家庭に配付する。
- ④延長練習や特別練習の許可願いは、校長承認のもと、許可願いを各家庭に配付する。
- ⑤ユニフォームや部活動 T シャツ等、部活動ごとに必要なものは、顧問から各家庭に文書を配付する。